

## 概 要

この仕様書は、道路パトロールカー（以下「納入機」という。）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元及び各部構造その他を満たすほか、使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性及び良好な操作性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については、奥州市（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

## 1 目 的

納入機は、道路等の安全を確認するためにパトロールを行い、道路等の異常発見や交通状況の把握、道路維持作業に使用するものである。

## 2 納入台数 1 台

## 3 性 能

### (1) 排出ガス及び燃費

ベース車両において以下の要領及び基準等に適合するものとする。

ア 低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示103号）の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上

イ 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等（平成11年通商産業省、運輸省告示第2号）または貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等（平成11年通商産業省、運輸省告示第3号）

## 4 主要諸元

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| (1) 全 長              | 5,000mm 以下 |
| (2) 全 幅              | 1,700mm 以下 |
| (3) 全 高（黄色灯火（赤色警光灯）） | 2,500mm 以下 |
| (4) 最低地上高            | 150mm 以上   |
| (5) 最大積載量（2名乗車時）     | 650Kg 以上   |
| (6) 車両総質量            | 3,500kg 以下 |

なお、「8 付属装置及び付属品 8-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総重量に含むものとする。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (7) 最小回転半径（最外側車輪中心） | 6.0m 以下 |
|---------------------|---------|

(8) 乗車定員	5 人 以上
5 車 体	
(1) 機 関	
形 式	寒冷地仕様
最高出力	71kW 以上
最大トルク	134Nm 以上
(2) 動力伝達装置	
主変速機	フルオートマチック
(3) 走行装置	
車輪配列	前2、後2
(4) 駆動方式	
型 式	四輪駆動式
(5) 制御装置	
アンチロックブレーキシステム	1 式
(6) かじ取装置	
型 式	倍力装置付
(7) 運転室	
乗降扉	4 扉
荷物室扉	1 式
ただし、扉開時に黄（赤）色灯火等が後方車両から視認できる構造とする。	
ハンドル位置	右ハンドル
パワーウインドウ	運転席及び助手席から操作可能とする。
6 計 器 類	
(1) 速度計	1 式
(2) 燃料計	1 式
(3) 水温計	1 式
7 照明装置類	
散光式警光灯（散光式、黄・赤一体形LEDタイプ）	1 式
全幅1,100mm以上、全高300mm以下、2段切換	
最大実効光度10,500cd以上 16ユニット以上	

## 8 付属装置及び付属品

### 8-1 車両総重量に含むもの

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 電子アンプ（減光付）・電子サイレン（拡声装置・マイク付）<br>（出力50W以上、スピーカー付（30W以上）、音圧90～120dB(A)20mにおいて） | 1 式 |
| (2) メモリーナビゲーション<br>（AM・FMラジオ付ワンセグ、地デジ等のテレビ視聴機能がないもの。）                            | 1 式 |
| (3) カーエアコン   | 1 式 |
| (4) 運転席・助手席SRSエアバック  | 1 式 |
| (5) スペアタイヤ   | 1 式 |
| (6) 停止表示機材（停止表示板）  | 1 式 |
| (7) 標準付属工具   | 1 式 |
| (8) リアワイパー   | 1 式 |
| (9) リヤ熱線ガラス  | 1 式 |
| (10) ドアバイザー  | 1 式 |
| (11) 床マット（ゴムタイプ）   | 1 式 |
| (12) 後方カメラ   | 1 式 |
| (13) ドライブレコーダー（200万画素以上）   | 1 式 |
| (14) 被害軽減（自動）ブレーキ機能  | 1 式 |

### 8-2 車両総重量に含まないもの

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) スタッドレスタイヤ（ホイール付） | 1 式 |
| (2) 取扱説明書            | 1 式 |
| (3) 履歴簿              | 1 式 |

## 9 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

車体の両側面及び後面の幅15cmの帯状かつ水平の部分を白色に、車体その他の部分を黄色に、それぞれ塗色したものとし、前後バンパー部は赤白ストライプ塗装とする。両側面に「奥州市道路パトロールカー」の文字を入れる。

## 10 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

## 11 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理をおこなわなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無料修理を行なわせることがある。

## 12 納期

令和9年1月29日

## 13 納入場所

奥州市江刺大通り1-8

## 14 その他の事項

### 14-1 製造期日等の指定

納入機は納入期日前1箇年以内に製造されたもので、新品でなければならない

### 14-2 灯火・警光灯の取付け方法の指定

黄色灯火・赤色警光灯及びスピーカ（以下「灯火類」という）の取付け方法は、次のとおりとする。

(1) 灯火類の規格、取付け位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

(2) 灯火類は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐え得るよう取付け部分に必要な補強を行なうものとする。

### 14-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

### 14-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び緊急自動車指定、道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これによりがたい場合は発注者の指示を受けるものとする。